

氏名	一般社団法人 電子情報技術産業協会
意見	<p>今回の改正個人情報保護法および政令案・施行規則案につきましては、産業界の意見にもご配慮頂き、個人情報保護と利活用のバランスが取れ、かつ国際的な潮流との調和も意図した内容となっており、当協会としては基本的にその方向性に賛同いたします。</p> <p>政令案・施行規則案の内容を踏まえ、電子情報技術産業界として更なる明確化等が必要と考えられる事項について、下記の通り意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 個人情報保護法施行令（案）に関する意見</p> <hr/> <p><意見 1></p> <p>■該当箇所 （要配慮個人情報） 第二条 二 「…医師その他医療に関連する職務に従事する者…」</p> <p>■意見 「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に「検診、検査等に関連する職務に従事する者」が含まれることをガイドライン等で明確にしていきたい。</p> <p>■理由 昨今、治療行為を伴わない、遺伝子、染色体等の検査のみを行うビジネスが増えているが、「医療」の語義は本来「病気や異常を治す」ことであるため、改正案の「医師その他医療に関連する職務に従事する者」では、そのようなビジネスに従事する者は含まれないという解釈も成り立ってしまうため。</p> <hr/> <p><意見 2></p> <p>■該当箇所 （要配慮個人情報） 第二条 二、三 * ポイントを抜粋 要配慮個人情報として、 （二項）医療従事者等により行われた疾病の予防・健康診断・検査の結果 （三項）本人に対して医療従事者等が行った指導・診療・調剤（に関する記述）</p> <p>■意見 地域医療提供体制の維持、医療機器や医療技術の研究開発・医療政策への活用・新たな健康サービス創造等、公益に資する事業活動に医療等情報の利活用が滞ることがないよう配慮いただきたい。具体的には、医療機関における要配慮個人情報の取得や第三者提供を、従来のような黙示による同意（患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要な場合において、個人情報の利用目的を院内掲示等により明示すること）でよしとするなど、ガイドライン等で配慮していただきたい。</p>

■理由

医療費の適正化・医療資源偏在の解消等の観点から医療情報連携、さらには多職種間の情報共有である地域包括ケアシステムが国策としても推進されている。また、医療等情報を医学研究・医療技術の発展ために活用したり、医療政策立案や個人向けの新たな健康サービス等に活用したりするニーズも大きい。しかし、このような医療等情報の共有・活用は、医療等情報が要配慮個人情報に該当し、「個人情報の取得にあつては原則として本人同意を得る」「オプトアウト手続きによる第三者提供を認めない」とされたため、運用負荷の増大とともに、罰則規定などに萎縮し医療等情報の活用が抑制される懸念がある。

そのため、公益に資する事業活動において、医療等情報の利活用が滞ることがないように法整備も含めた措置を検討いただきたい。

<意見 3>

■該当箇所

(要配慮個人情報)

第二条 三

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、…」

■意見

「その他の心身の変化」に「障害」に至らないレベルの生まれつきの不具合についても含まれることをガイドライン等で明確にしていきたい。

■理由

「その他の心身の変化」では、身体障害には至らない歯列矯正や手術等の医療行為の対象となる生まれつきの身体の不具合等、本人が変化であるか生まれつきの状態であるかを識別できていないようなケースが漏れてしまうため。

<意見 4>

■該当箇所

(要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合)

第七条 一

■意見

カメラに身体障害といった要配慮個人情報が受動的に映り込んでしまうような場合のみに適用されるのか、それとも医師が身体障害の部位を意図的に撮影するような場合(すなわち撮影者が意図的に要配慮個人情報を撮影する場合)にも適用されるのか、政令もしくはガイドラインで明確にしていきたい。

■理由

意図して撮影する場合の本人同意が不明確であるため。

2. 個人情報保護法施行規則（案）に関する意見

<意見 1>

■該当箇所

（第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表）

第九条

■意見

個人情報保護委員会が公表を終了する条件が規定されていない。すわなち、個人情報取扱事業者が当該提供を辞めた際に公表の終了を委員会に届け出る手続きなどをガイドライン等で明確にしていきたい。

■理由

（同上）

<意見 2>

■該当箇所

（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

第十条

■意見

前項と同様、個人情報取扱事業者が公表を終了するための条件や手続きをガイドライン等で明確にしていきたい。

■理由

（同上）

<意見 3>

■該当箇所

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第十一条 一

■意見

「適切かつ合理的な方法」の具体的な要件をガイドラインで明確にしていきたい。また、「適切かつ合理的な方法」については社会的環境変化に応じて適宜追加していきたい。

■理由

具体的な対応要件が不明確であるため。

<意見 4>

■該当箇所

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第十一条 二

■意見

「国際的な枠組みに基づく認定」をガイドラインで明確にしていきたい。また、「国際的な枠組みに基づく認定」については社会的環境変化に応じて適宜追加していきたい。

（例えば APEC CBPR に加え、ISO/IEC 27000 シリーズ認証など）

■理由

国際的な枠組みに基づく認定が不明確であるため。

<意見5>

■該当箇所

(第三者提供に係る記録の作成)

第十二条

■意見

2016年3月29日に開催された個人情報保護委員会 資料2-3 「改正個人情報保護法第25条・26条の確認・記録義務の方向性について」に記載されている実質的に「第三者提供」に該当しない場合は確認・記録義務は不適用(対応案①、②、④)および単体の個人データの提供を受けた受領者には、確認・記録義務が適用されない(対応案⑥)ことについては、ぜひガイドラインに記載していただきたい。

■理由

事業者に過度な負担がかからないようにしていただきたいため。

<意見6>

■該当箇所

(第三者提供に係る記録の作成)

第十二条 3

■意見

「契約書その他の書面」には、社内の引継伝票など、事業者が通常業務の中で、顧客対応を第三者(他社)に引継ぐ際に作成する書面で足りるという解釈をガイドライン等で明確にしていきたい。

■理由

製品修理業務等、通常顧客との契約書は交わさず、口頭(電話)で注文(修理依頼等)を受け、委託先ではない(=必ずしも業務委託契約を締結しているとは限らない)第三者(例:地域の協力会社や販売店等)に対応を依頼する事例も多いため。

<意見7>

■該当箇所

(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第十九条 四

■意見

「特異な記述等」が「上記一～三の措置を講じた上でなお残存する、状況により個人の識別を可能としかねない特異な記述等」の意味であることを明確にすべきである。

■理由

修飾節(説明)のない単なる「特異な記述等」では、一般人が文の意図を理解もしくは推測できないため。

<意見8>

■該当箇所

(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第十九条

■意見

どこまで加工すれば良いのか、民間企業の利活用を阻害しないよう実務者の意見を取り入れながら、その充分性条件をガイドライン等で明確にしていきたい。

■理由

充分性条件が不明確だったら、匿名加工情報の利活用につながらないため。

<意見 9 >

■該当箇所

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表)
第二十一条

「法36条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。」

■意見

「作成した後、遅滞なく」は、本人同意なく第三者提供する匿名加工情報が完成した後に遅滞なく公表すればよく、作成途中の試行錯誤段階では公表する義務がないことを明確にしていきたい。

また、法律で公表義務が課せられる「匿名加工情報を作成したとき」には、同一事業者内で個人情報の安全管理（リスク低減）の一環として、利用目的の範囲内で個人情報の一部を削除した情報を作成した場合や、統計情報を作成するために一時的に匿名加工情報を作成した場合（即ち、事業者内では、容易に照合可能な情報として引続き「個人データとしての安全管理義務」を負う場合）は含まれないことを明確にしていきたい。

委員会規則による明確化が難しければ、ガイドライン等への記載でも可。

■理由

同一事業者内でも、万一の漏洩発生時のリスク低減の観点から、個人情報を含むデータベースから氏名、詳細住所、電話番号、メールアドレス等個人を特定しうる情報を削除して（=匿名加工して）、研究開発部門等の他部門に提供し利用することが広く行われている。

また、事業者内で統計情報を作成するために、一時的に「匿名加工情報」を作成する場合も少なくない。これらの場合は、本人の権利利益を侵害するリスクはまったく発生しないので、公表義務の対象外となることを明確にしていきたい。

万一、このような場合にも「公表義務が発生する」との誤解が生じた場合、一般の事業者に対して過大な負担を課すことになるほか、事業者の研究開発・統計作成業務を萎縮させることになる。と考える。「当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目」を公表した場合、事業者の企業秘密に属する研究開発の内容や、事業者内で作成している統計の内容を容易に推察できてしまう懸念があるため。

<意見 10 >

■該当箇所

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表)
第二十一条

■意見

「匿名加工情報」を作成したときの公表について、個人情報取扱事業者が社内で目的外利用するために作成した場合には、その義務がない旨を明確にしていきたい。

例えば、「本第36条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を第三者提供の目的をもって作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。」とする案がある。

■理由

改正法における「匿名加工情報」にかかる規定の趣旨は、「匿名加工情報」を本人の同意なく第三者提供することができる場合を明確化したところにあると認識しているが、改正法および規則案の文言のままでは、個人情報取扱事業者が自ら利用目的の範囲内で加工して利用する場合であったとしても、「匿名加工情報」を作成したときに公表しなければならないように読める。

そこで、公表は、あくまでも、“第三者提供の目的をもって”作成したときであることを明確にしていきたい。

(※なお、上記の修正案では、作成時に第三者提供の目的はなかったが、作成後に第三者提供の意図が生じた場合には作成時の公表義務は生じないことになる。ただ、この場合でも、いずれにしろ、改正法第36条第4項に基づき、第三者提供するときの公表・明示義務があるため、これで十分ではないかと考える。)

以上